

名古屋市移動支援事業実施要綱を改正する要綱

名古屋市移動支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(移動支援の形態)</p> <p>第 5 条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの形態により提供されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) グループ支援 複数の障害者等に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、障害者等の数をヘルパーの数で除して得た数が 3 未満のもの。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第 15 条 移動支援給付費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた移動支援につき、別表 2 <u>及び</u>別表 2 の 2 によって算定した費用の額 (その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)</p> <p>(2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して別表 3 で規定する額 (別表 3 で規定する額が前号に掲げる額の 100 分の 10</p>	<p>(移動支援の形態)</p> <p>第 5 条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの形態により提供されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) グループ支援 複数の障害者等に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、障害者等の数をヘルパーの数で除して得た数が 3 未満のもの。<u>ただし、別表 1 に掲げる大学修学支援事業対象者が大学修学支援事業にかかる移動支援の提供を受ける場合を除く。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第 15 条 移動支援給付費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた移動支援につき、別表 2、別表 2 の 2 <u>及び</u>別表 2 の 3 によって算定した費用の額 (その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)</p> <p>(2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して別表 3 で規定する額 (別表 3 で規定する額が、別表 2、別表 2 の 2 <u>及び</u>別表</p>

<p>に相当する額を超えるときは、当該相当する額)</p> <p>別表 2 (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>別表 2 の 2 (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>2 の 3 によって算定した費用の額 (その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)</u></p> <p>別表 2 (大学修学支援事業対象者以外の場合及び大学修学支援事業対象者に大学修学支援事業に関わらない移動支援を提供する場合) (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>(注) 4 同一事業所が 1 日に複数回の支援を実施する場合においては、一の支援の終了時刻から他の支援の開始時刻までの時間が 2 時間未満であるときは、これらの支援の所要時間を合算し 1 回の支援として算定する。</u></p> <p>別表 2 の 2 (大学修学支援事業対象者に大学修学支援事業に係る移動支援を提供する場合) (第 15 条関係)</p> <p><u>別添のとおり</u></p> <p>別表 2 の 3 (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>(注) 4 同一事業所が 1 日に複数回の支援を実施する場合においては、一の支援の終了時刻から他の支援の開始時刻までの時間が 2 時間未満であるときは、これらの支援の所要時間を合算し 1 回の支援として算定する。</u></p>
--	--

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 2 の 2 (大学修学支援事業対象者に大学修学支援事業に係る移動支援を提供する場合)
(第 15 条関係)

移動支援の所要時間	個別支援の費用の額
20 分～30 分	1, 135 円
30 分超～1 時間	2, 270 円
1 時間超～1 時間 30 分	3, 405 円
1 時間 30 分超～2 時間	4, 540 円
2 時間超～2 時間 30 分	5, 675 円
2 時間 30 分超～3 時間	6, 810 円

- (注) 1 移動支援の所要時間(以下「所要時間」という。)が 3 時間を超える場合の個別支援の費用の額は、6,810 円に所要時間 3 時間から計算して提供時間 30 分を増すごとに 1,135 円を加算した額とする。
- (注) 2 各事業所が各利用者に行う各日 1 回目の支援に限り、1,500 円を加算する。
- (注) 3 同一事業所が 1 日に複数回の支援を実施する場合においては、一の支援の終了時刻から他の支援の開始時刻までの時間が 2 時間未満であるときは、これらの支援の所要時間を合算し 1 回の支援として算定する。
- (注) 4 第 15 条第 2 号に定める費用の額の算定を行う場合においては、10 円未満を切り捨てる。